

高知県優良建設工事施工者表彰 実施要領 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県優良建設工事施工者表彰 実施要領</p> <p>第1. ～第2. (略)</p> <p>第3. 表彰の対象者 表彰の対象は、次に該当する企業、現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）とする。 (1) 企業は、優良工事を施工した者（共同企業体の構成員も含む）で、高知県内に主たる営業所を置く者であること。 (2) 現場代理人及び主任技術者等（共同企業体構成員の主任技術者等を含む）は、工事の始期から完成までの期間の半分を超えて従事した者であること。 (3) 工場製作（桁製作等）を含む工事の現場代理人及び主任技術者等（共同企業体構成員の主任技術者等を含む）、工場製作又は現場工事（桁架設等）の期間の半分を超えて従事した者であること。（工場製作及び現場工事のいずれも対象とする。）</p> <p>第4. ～第8. (略)</p> <p>第9. 受賞工事の写真掲示等 受賞工事の写真を県庁玄関ロビーに掲示するとともに受賞工事の応募資料等はホームページ等でPRに活用する。その際には、表彰理由に関するコメントを添付する。</p>	<p style="text-align: center;">高知県優良建設工事施工者表彰 実施要領</p> <p>第1. ～第2. (略)</p> <p>第3. 表彰の対象者 表彰の対象は、次に該当する企業、現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）とする。 (1) 企業は、優良工事を施工した者（共同企業体の構成員も含む）で、高知県内に主たる営業所を置く者であること。 (2) 現場代理人及び主任技術者等（共同企業体構成員の主任技術者等を含む）は、工事の始期から完成までの期間の半分を超えて従事した者であること。 (3) 工場製作を含む工事においては、前項によらず、工場と工事現場の現場代理人及び主任技術者等（共同企業体構成員の主任技術者等を含む）が異なる場合、どちらか1名とする。</p> <p>第4. ～第8. (略)</p> <p>第9. 受賞工事の写真掲示等 受賞工事の写真を県庁玄関ロビー及び土木事務所等に掲示するとともに受賞工事の応募資料等はホームページ等でPRに活用する。その際には、表彰理由に関するコメントを添付する。</p>

第10.～第12. (略)

附則

- 1 この要領は平成25年 6月 6日から施行する。
- 2 要領第8の「表彰効力の失効」(2)については、平成25年6月6日以前の不正行為等による処分事案については適用しない。
- 3 この要領は平成26年 5月22日から施行する。
- 4 この要領は平成28年 4月15日から施行する。
- 5 この要領は平成29年 3月23日から施行する。
- 6 この要領は平成30年 3月27日から施行する。
- 7 この要領は令和 元年 5月 9日から施行する。
- 8 この要領は令和 4年 1月19日から施行する。
- 9 この要領は令和 5年 3月16日から施行する。

別紙 (略)

第10.～第12. (略)

附則

- 1 この要領は平成25年 6月 6日から施行する。
- 2 要領第8の「表彰効力の失効」(2)については、平成25年6月6日以前の不正行為等による処分事案については適用しない。
- 3 この要領は平成26年 5月22日から施行する。
- 4 この要領は平成28年 4月15日から施行する。
- 5 この要領は平成29年 3月23日から施行する。
- 6 この要領は平成30年 3月27日から施行する。
- 7 この要領は令和 元年 5月 9日から施行する。
- 8 この要領は令和 4年 1月19日から施行する。

別紙 (略)